

令和 3 年度第 10 回庁議提案 審議・**報告**・その他
 提 出 日：令和 3 年 8 月 24 日
 担当部・課：産業部商工課〔内線 3 5 2 2〕

① 件 名
新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金の支給について
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）
<p>【背景】 宮城県では、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置の適用を受け、県内全域の飲食店に対し令和 3 年 8 月 20 日から 9 月 13 日の期間における営業時間の短縮を要請した。</p> <p>【目的】 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、県の要請に応じて営業時間を短縮した事業者等に対して協力金を交付することにより、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するとともに、国民生活及び国民経済の混乱を回避する。</p>
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
<p>【根拠法令】</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・<input checked="" type="checkbox"/>無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】</p>
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
<p>令和 3 年 8 月 新型コロナウイルス感染症対策に係る市町村長会議 宮城県記者発表 市長及び関係部協議 関係予算について専決処分</p>
⑤ 主な内容
<p>新型コロナウイルス感染拡大防止のため、県の要請に応じた事業者に対して、協力金を支給する。</p> <p>1 対象事業者 全飲食店</p> <p>2 対象要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和 3 年 8 月 19 日以前から開業していること ・営業の実態がある飲食事業者であること ・県からの要請に応じて、対象期間（令和 3 年 8 月 20 日から 9 月 13 日まで）全日において営業時間短縮を行うこと <p>3 支給額 1, 200, 000 千円 （対象約 1, 000 店舗×1 店舗当たり平均支給額 1, 200 千円）</p>

<p>⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）</p>
<p>【影響・効果】 県の営業時間短縮の要請に対し事業者の協力が得られ、新型コロナウイルス感染症のまん延防止が図られる。</p> <p>【市財政への負担】 事業費総額： 1, 200, 294千円 (内訳) ・協力金 1, 200, 000千円 ・消耗品費 100千円 ・通信運搬費 84千円 ・振込手数料 110千円 (財源) 県補助金 1, 200, 000千円 (補助率10/10) 一般財源 294千円</p>
<p>⑦ 他の自治体の政策との比較検討</p>
<p>仙台市を除く県内市町村で実施予定</p>
<p>⑧ 今後の予定及び施行予定年月日</p>
<p>【補正予算について】 関係予算の専決処分（令和3年8月19日）について、次回開催される市議会に報告し、その承認を求める。</p> <p>【要綱制定・周知等について】 令和3年8月 石巻市新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金交付要綱の制定 市ホームページ等により周知 令和3年9月 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金交付申請受付開始 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金交付開始</p>
<p>⑨ その他</p>